

事故縁越説明書
[社会資本整備総合交付金事業 (都) 原松原線]

◆工事概要

路線名：(都) 原松原線

工事名：平成 30 年度 第 1-1 号 原松原線補助都市計画街路工事

受注者：戸田・昭建・金子建設工事共同企業体

[代表者] 戸田建設株式会社大阪支店 常務執行役員支店長 三宅 正人

契約額：8,793,692,400 円

工期：平成 31 年 3 月 18 日～令和 5 年 3 月 24 日

内容：施工延長 L=1,233m、トンネル掘削工事 L=1,135m、仮設工 1 式

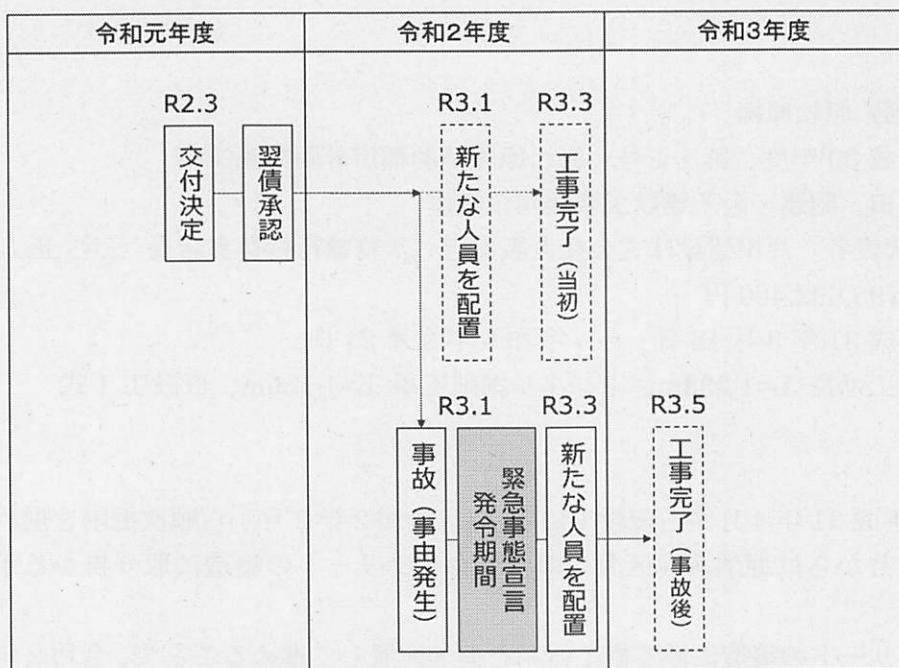
◆事故の経過

- 当工事は、平成 31 年 4 月から仮設工に着手し、令和 2 年 2 月から順次掘削を進め、令和 3 年 1 月からは掘削済み区間への覆工コンクリートの築造に取り掛かる予定であった。
- 覆工コンクリートの築造に係る施工体制を追加配置して進めることで、令和 2 年度に繰り越した予算を年度末までに執行する予定であった。
- しかしながら、令和 3 年 1 月 8 日に首都圏に緊急事態宣言が出され、同月 13 日には大阪、兵庫、京都を含む全国の 11 都府県に拡大されたことを受け、受注者から、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、全国に存する個々の現場間の社員の移動を行わないこととする会社の方針により、施工体制の追加配置ができず年度内での執行が困難である旨の申出があった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の対応方針としては、国の通知に準じ、受注者から感染拡大防止対策への対応に係る申出がある場合には、事情を個別に確認した上で、その申出を認めることとしている。
- 申出の内容について確認したところ、社員の移動の制限は感染拡大防止上やむを得ない対応と判断されるため、申出を認めることとした。
- このため、コロナ感染拡大が落ち着いた 3 月中旬まで施工体制の追加配置ができず、工程に 2か月の遅れが生じたことから、令和 2 年度内の執行が困難となつた。

◆事故後の対応

- 令和 2 年度内の執行が困難となり、国に対し事故縁越の手続きを行った。
- 令和 3 年 3 月 21 日にすべての緊急事態宣言が解除されたことから、速やかに工事推進に必要な施工体制を追加配置し、覆工コンクリート工事等を進め令和 3 年 5 月 31 日に事故縁越予算分の完了を確認した。(事故縁越額：400 百万円)

◆事故繰越工程表（※事故繰越予算〔R1 国補正予算〕に係るもの）



◆位置図・写真

